

京都大学大学院教育支援機構設置準備委員会要項及び京都大学大学院教育支援機構設置準備室要項を廃止する要項

京都大学大学院教育支援機構設置準備委員会要項（令和3年4月13日総長裁定）及び京都大学大学院教育支援機構設置準備室要項（令和3年4月13日総長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。